議案第９０号

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年12月19日

三朝町長　吉　田　秀　光

平成１２年12月22日原案可決
三朝町議会議長 藤井　享

三朝町条例第　号

中央省庁改革等に伴う関係条例の整理に関する条例

次の表の条例名の欄に掲げる条例の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条　例　名	条　　項	改　正　前	改　正　後
三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）	第36条第１項第２号及び第３号	総務庁長官	総務大臣
三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）	第５条の２第２項及び第５条の３第２項	自治大臣	総務大臣
三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）	第90条第２項各号列記以外の部分	厚生大臣	厚生労働大臣
	第98条第２項	自治大臣	総務大臣
三朝町立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和50年三朝町条例第７号）	第７条第１項	厚生省	厚生労働省

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（平成９年三朝町条例第25号）	第47条	建設省令	国土交通省令
三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）	第５条及び第35条第１号	厚生省令	厚生労働省令
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第21号）	第３条	自治省令	総務省令

附　則

この条例は、平成13年１月６日から施行する。